

# 平成23年度政府予算案で創設された 地域自主戦略交付金に対する緊急声明

平成23年1月18日  
全国知事会一括交付金プロジェクトチーム

平成23年度政府予算案において、現政権の一丁目一番地の政策である地域主権改革の成果として、各府省の強い抵抗の中、一定の規模（投資補助金等約3.3兆円のうち5,120億円）の地域自主戦略交付金が創設されたことは一歩前進と考えている。

しかしながら、各都道府県の来年度予算編成作業が本格化する中、現時点では具体的な配分基準や詳細な対象事業の範囲等が明らかになっていないところである。このような状況では、各都道府県が地域の知恵や創意を活かしながら様々な事業を自由に選択するといった、この地域自主戦略交付金の本来の理念・趣旨を活かした予算編成作業が出来ないことから、以下について要請する。

## 記

- 1 配分方法については、1月13日に開催された内閣府説明会の資料において、継続事業の事業量等による配分（9割程度）と、客観的指標に基づく配分（1割程度）にするとされたが、具体的な配分基準が不明で、既に各都道府県の予算編成作業に影響が出ているため、
  - ・継続事業の定義・範囲、「継続事業の事業量等による配分」の具体的な方法について、早急に明らかにすること
  - ・客観的指標に基づく配分算定式について、早急に明らかにすること。その際には、「恣意性のない客観的指標に基づく配分」を基本とし、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮すること
- 2 地域自主戦略交付金の対象となる具体的事業及びそれ以外の補助金等との関係、対象事業の細目に規模要件を設けるのであれば、その具体的な要件について、早急に明らかにすること

上記1、2について、地方の意見が十分反映されるよう、国と地方で協議を行うこと。また、この地域自主戦略交付金の制度設計については、内閣府から地方に、随時、情報が提供される仕組みを早急に構築すること。

- 3 それ以外の論点（別紙）について、
- ・ 具体的内容が明らかにされていないものについては、早急に明らかにするとともに、全国知事会の意見を反映すること  
特に、平成23年度政府予算案における地方向け補助金等及び投資補助金等の全体像、さらには地域自主戦略交付金の対象となった現行補助金等の査定状況を早急に明らかにすること
  - ・ 地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金の一括交付金化による規模拡大や一括交付金の補助金適正化法からの除外など全国知事会が主張してきた内容が反映されていないものについては、地方の自由度拡大等の観点から、再度検討すること

地域自主戦略交付金の制度設計について

	明らかになっていること	不明なこと
主 要 論 点	<p>【工程表・スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年度の取扱（投資分野は市町村分を含めて総額1兆円強、経常分野の一括交付金化を実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年度について、1兆円強とされる総額の都道府県と市町村の配分シェア</li> <li>○平成24年度以降の経常分野の範囲</li> <li>○平成25年度以降の取扱（投資分野は1兆円強から上積みされるか否か）</li> <li>○税財源移譲に向けたスケジュール</li> </ul>
	<p>【規模・総額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域自主戦略交付金の総額（H23政府予算案5,120億円） → 地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金は対象とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年度政府予算案における地方向け補助金等及び投資補助金等の全体像（補助金の名称及び金額）</li> <li>○地域自主戦略交付金の対象となった現行補助金等の査定状況 → 一括交付金の対象となった現行補助金等と同額以上を確保すること</li> </ul>
	<p>【配分基準等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○初年度は9割程度を継続事業の事業量等による配分、1割程度を客観的指標に基づく配分を実施</li> <li>○予算成立後、2回（成立後、7月頃）に分けて交付限度額を通知</li> <li>○客観的指標に基づく算定式は条件不利地域に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続事業の事業量等による配分と、客観的指標に基づく配分割合の今後の見通し</li> </ul>
	<p>【国の関与・事業計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金適正化法の対象 → 一括交付金は補助金適正化法の対象外とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係府省の事前関与及び事後チェックの内容（国への事務手続き、政策評価法に基づく事前評価の取扱、事後評価のあり方）</li> <li>○年度間・事業間・府省間の流用の取扱</li> <li>○会計検査の具体的な方法 → 地方が住民の声に基づき、自らの責任と創意工夫によって、効率的・効果的に事業を実施できるよう、手続きを簡略化するとともに、地方の事後チェックに委ねること</li> </ul>
	<p>【その他】</p> <p>_____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども・子育て包括交付金」との関係</li> </ul>
そ の 他 論 点	<p>【規模・総額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域再生基盤強化交付金の計上（H23政府予算案620億円）</li> </ul>	<p>_____</p>
	<p>【配分基準等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄振興自主戦略交付金として321億円を計上</li> <li>○北海道（269億円程度）、離島（103億円程度）、奄美分（33億円程度）は、農山漁村地域整備交付金及び社会資本整備総合交付金分であり、それ以外の7つの補助金分については、別途配分予定</li> <li>○継続事業の事業量調査を実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年度以降の北海道、離島、奄美分の取扱</li> </ul>
	<p>【国の関与・事業計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画は第1次配分と第2次配分に分けて、交付限度額の通知後、速やかに提出（提出先：内閣府）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国へ提出する事業計画の具体的内容</li> <li>○事業計画の審査基準</li> <li>○交付金の執行残の取扱</li> <li>○一括交付金にかかる補助金交付要綱の具体的内容</li> <li>○各所管府省が行う執行管理のあり方 → 補助金交付要綱の作成、補助率の適用、事業計画の策定と事前の提出など、さらなる国の関与が懸念されるため、最大限地方の自由裁量の拡大を図ること → 執行残が生じた場合は、一括交付金の対象となる事業に充当できるようにすること → 年度間の切れ目ない発注を進めるため、交付決定前に事業着手できるようにすること</li> </ul>
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一括交付金に関する予算関連法案は内閣府設置法の改正のみ</li> <li>○交付率・地方財政措置は既存制度を適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空飛ぶ補助金の取扱</li> </ul>

※ → は全国知事会の主張